平成２１年（フ）第１７８号
福岡県飯塚市花瀬33番地　サンシャイン107、前住所福岡県飯塚市伊岐須597番地15
債務者　阿部　孝博
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２０３号
福岡県飯塚市吉北4214番地80
債務者　髙田　正一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第２５６号
宮崎県都城市高崎町縄瀬5446―１、住民票上の住所宮崎県都城市金田町2042番地11
債務者　川上　幸朗（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２１１号
鹿児島県姶良郡湧水町幸田1118番地57
債務者　下村　博子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第２５号
沖縄県石垣市字石垣1845番地の16
債務者　保里　和司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第７１号
沖縄県石垣市新栄町75番地の８　知念アパート202
債務者　與那嶺まり子（旧姓本村）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２８７号
北海道苫小牧市若草町５丁目５―16、住民票上の住所札幌市清田区清田２条２丁目６番15―603号
債務者　齋藤　豊子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３０８号
北海道苫小牧市双葉町１丁目８番12号　ロッヂポパイ103号室、住民票上の住所北海道札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番19―401号
債務者　森谷　信吾
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２８号
北海道苫小牧市柳町４丁目５―25　コーポグローアップ105、住民票上の住所北海道室蘭市西小路町１番16号　百々瀬アパート
債務者　今野　美穂（旧姓竹村）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２５０号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎下町裏22番地２
債務者　菅原　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１７３号
茨城県牛久市田宮町596番地32
債務者　木下　奈美
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
茨城県牛久市神谷３丁目８番地３
債務者　遠山　　功
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
長野市大字小島407番地16小島２―１号
債務者　田辺　　智
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
長野県安曇野市豊科1165番地２
債務者　板持　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第９６２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘11丁目11番１―918号、前住所兵庫県尼崎市水堂町２丁目８番21号パルテール立花105
債務者　野呂　忠司
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０４４号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目20番27号307、前住所兵庫県尼崎市名神町２丁目２番１―1007号
債務者　坂本　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１０６７号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目23番10―207号
債務者　稲井　由美（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係